

## 2. 社会保険の壁

社会保険料の扶養条件は、今回、変更されていません。実際には、社会保険料を自分で払うか、ご主人等の扶養の範囲内で働くかで、働き控えを悩んでいる人が多いと思いますが、今回は、そちらの解消にはならないようです。

### 従業員の社会保険の加入条件


1. 常時雇用されている従業員
2. 週の所定労働時間および月の所定労働日数が常時雇用されている**従業員の4分の3以上**である者。

パート・アルバイト勤務の従業員も週所定労働時間および月の所定労働日数が正社員の4分の3以上であれば、社会保険の加入対象。ただし、4分の3未満であっても、以下の条件をすべて満たす場合は、社会保険対象。

1. **事業所の従業員数が51人以上**
2. 週の所定労働時間が20時間以上
3. 賃金が月額8万8000円以上（106万円の壁 2026年10月撤廃予定）
4. 雇用期間の見込みが2か月以上
5. 学生ではない

参考：企業規模要件の撤廃予定スケジュール

51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業
現在の対象	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～



### 社会保険の壁

- ① 106万円の壁・・・上記事業所の場合 賃金が月額8万8000円未満  
2026年10月以降は、週20時間の壁？！
- ② 130万円の壁・・・一般の会社員や公務員の家族（3親等以内の親族）が、同一生計で月額108333円以下、年収が130万円未満（60歳以上または障害者は180万円未満）であれば扶養として社会保険に加入可能



年収の壁には、税金によるものと社会保険によるものがあります。また、会社の社会保険にも親族や配偶者の扶養にも入らなかった場合には、国民年金と国民健康保険の加入手続き必要となります。それぞれの特徴をよく理解して、自分にあった働き方を考えてみましょう！

### パート・アルバイトの場合(学生以外) 2025年 年収の4つの壁

1. 所得税だけ払わなくてよい場合 年収160万円以下（2026・27年 178万円）
2. 所得税も住民税も払わなくてよい場合 年収約110万円以下（2026・27年 約119万円）
3. 勤務先の社会保険に加入しなくてもよい場合 51人以上の企業  
月8.8万円×12＝年収105.6万円未満（2026年10月以降は、週の労働時間20時間未満）
4. 家族の扶養として社会保険に加入可能 月10,8333万円以下 年収130万円未満